平成２４年（フ）第３６号
広島市中区住吉町６番14―703号
債務者　岩本　顕二
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５９号
広島市安佐北区亀山５丁目28番23―４号
債務者　岩崎真理子
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１３５号
広島市中区江波栄町３番９―404号
債務者　岡野　輝雄
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２１５号
山口県下関市安岡駅前２丁目９番６―５号　シーコーポラス、前住所山口県下関市安岡町７丁目７番38号
債務者　吉村　茂文
1　決定年月日時　平成24年２月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２４年（フ）第８号
山口県下関市細江町２丁目４番１―202号　市営細江住宅
債務者　江藤　良一
1　決定年月日時　平成24年２月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第４２９号
徳島市栄町４丁目17番地の１、旧住所徳島市栄町４丁目７番地
債務者　十河　健智
1　決定年月日時　平成24年２月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４号
徳島県鳴門市大麻町桧字野神ノ北11番地
債務者　安喜いくよ
1　決定年月日時　平成24年２月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２３号
徳島県阿波市土成町浦池1049番地
債務者　園部　廣惠
1　決定年月日時　平成24年２月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第６号
愛媛県新居浜市西町２番６号、前住所愛媛県新居浜市若水町２丁目６番35号
債務者　渡部浩一郎
1　決定年月日時　平成24年２月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２４年（フ）第９号
愛媛県新居浜市松原町５番416号
債務者　矢野　弘江
1　決定年月日時　平成24年２月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２４年（フ）第９号
福岡県大川市大字鐘ケ江26番地
債務者　樺島　博邦
1　決定年月日時　平成24年２月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２４年（フ）第１０号
福岡県大川市大字鐘ケ江26番地
債務者　樺島ふ二子
1　決定年月日時　平成24年２月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２４年（フ）第２５号
宮崎県都城市梅北町4783番地５
債務者　森重　里美（旧姓中元）
1　決定年月日時　平成24年２月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２４年（フ）第１０号
鹿児島県大島郡喜界町大字塩道1523番地２
債務者　下島　友美（旧姓大山）
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２４年（フ）第３号
沖縄県国頭郡国頭村字半地336番地
債務者　山田　治代
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２４年（フ）第７号
沖縄県名護市大西５丁目５番３―103号　レジデンシアひまわり
債務者　川満めぐみ（旧姓比嘉）
1　決定年月日時　平成24年２月28日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２４年（フ）第８号
沖縄県国頭郡恩納村字喜瀬武原283番地
債務者　宇江城安紀
1　決定年月日時　平成24年２月28日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
那覇地方裁判所名護支部